

論文式試験問題集  
[商法]

## [商法]

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

1. Yは、建造物の内外、建築現場、商店住宅の警備とその保障等を目的とする株式会社(発行済株式総数2万株。種類株式発行会社ではない)であり、取締役会設置会社である。Yの定款には「当社の発行する株式については、株券を発行するものとする。」との規定があるが、Yの設立以来、株券が発行されたことはない。また、Yの定款には、「当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。」「取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」との規定がある。平成28年8月4日時点では、Yの株主名簿上、Yの代表取締役社長である甲がYの発行済株式のすべてを保有する株主であった。
2. Xは、平成27年1月28日に開催されたYの定時株主総会において、取締役に選任された。
3. Yは、同じく警備事業を営む他の株式会社と共に、関係者と親睦を深めるために、ゴルフコンペを毎月交代して主催していた。平成28年7月18日、ゴルフコンペ後の夕食会が終わった後、甲とXは、滞在先のホテルに併設されていたカジノ(以下、「本件カジノ」という。)の同じテーブルに並んで座りバカラに興じていたが、甲がXのカードのめくり方を注意したことに端を発し、両名は殴り合いのけんかをするに至った。
4. Xは、フィリピンから帰国した翌日である同月20日の朝、病院を受診した後に出勤する旨Yの従業員に電話をかけ、病院を受診して甲の暴行によって受けた傷害について診断書を取得した後にYに出勤した。Xは、同日の出勤直後、社長室に呼ばれ、甲から本件カジノにおける暴行について謝罪を求められた際、甲に対し、「殴られてこんな顔になったのになぜ謝らなくてはいけないんだ。」などと言いつ返し、早退した。
5. 同年8月2日、その時点での取締役全員(甲、乙、丙及びX)及び監査役戊が出席してYの取締役会が開催され、同月4日にXをYの取締役から解任し、丁をYの取締役として選任することを議案とする臨時株主総会を招集する旨が甲及び丙の賛成により(乙は棄権)決議された。この取締役会において、Xに弁明を行う機会とは与えられなかった。
6. 平成28年8月4日、甲が出席して臨時株主総会が開催され、XをYの取締役から解任する決議が可決された。この解任決議に係る議案の提案理由は、「Xは専務取締役として、本来会長を補佐する責任があるにも拘わらずその責任を全うせず甲に対して反抗的態度をあらわにし、指揮監督に服せず善管注意義務及び忠実義務に違反しております。」というものであった。また、丁をYの取締役として選任する決議がなされた。
7. Xは、同月5日、「取締役 X」名義で、一身上の都合により同月5日付けをもって辞任する旨の辞任届をYに提出した。
8. Xは、甲から平成20年1月ごろにY株式1000株の贈与を受けていたが、Xはその株式に係る株券の交付を受けておらず、6.の総会の招集通知はXに対して発せられていなかった。
9. 平成28年10月ごろに、甲は、己に対して、Y社株式2000株を譲渡し、その株式に係る株券を作成し、交付した。
10. 平成29年1月28日に、取締役会の決議に基づき、甲が招集し、Yの定時株主総会が開催され、甲が出席し、甲、乙、丙及び丁を取締役に、戊を監査役に、それぞれ選任する決議がなされた。なお、己に対しては定時株主総会の招集通知が発せられていなかった。総会後の取締役会において、甲が代表取締役に選定された。
11. 己は、10.の取締役及び監査役の選任決議には取消原因があるとして、平成29年2月28日に、決議取消しの訴えを提起した。

12. 平成 31 年 1 月 28 日に、取締役会の決議に基づき、甲が招集し、Yの定時株主総会が開催され、当該総会の終結時に、すべての取締役の任期が満了するため、甲、乙、丙及び丁を取締役に再任する決議がなされた。このときは、己に対する招集通知は発せられていたが、己は欠席し、甲のみが出席した。

**【設問 1】**

Xは平成29年1月までの残任期についての報酬相当額の支払をYに対して請求しようと考えている。解任決議が有効かどうかをまず検討し、かりに、解任決議が有効だとした場合にも、支払を求めることができるかを論じなさい。

**【設問 2】**

己が平成31年1月開催の定時株主総会における取締役選任決議の不存在確認の訴えを提起したとして、この請求は認容されるか。また、この不存在確認の訴えが、平成29年1月開催の定時株主総会における取締役選任決議の取消しの訴えと併合された場合に、取消請求は認容されるか。

2021 年 3 月 21 日

担当：筑波大学大学院ビジネス科学研究科

教授 弥永真生

参考答案  
[商法]

## 第1 〔設問1〕

### 1. 解任決議が有効かどうか

Yは株券発行会社であるが、株券が発行されていないというのであるから、甲からXに対する贈与は、株券発行前の譲渡にあたるため、会社法128条2項は、「株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない」と定めている。しかし、この条項は、公開会社以外の会社においても、株主からの請求があれば(会社法215条4項)、株式会社が株券を遅滞なく発行することを前提とし、その発行が円滑かつ正確に行なわれるようにするために、会社に対する関係において株券発行前における株式譲渡の効力を否定するものであるから、会社がこの規定の趣旨に反して株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らしても株式譲渡の効力を否定することが相当とされない状況に立ち至った場合には、株主は、意思表示のみによつて有効に株式を譲渡でき、会社は、もはや、株券発行前であることを理由としてその効力を否定することができず、譲受人を株主として遇しなければならない。

本件においては、甲がYに対して、株券の発行を請求したということは認定されておらず、不当に遅延したとはいえないが、会社法128条1項との対比で同条2項を反対解釈すると、株券発行前の株式譲渡も当事者間では有効であると考えられること、及び、甲自身がYの代表取締役であり、株券を発行することは容易であったと考えられること(株主となる前にYに対して株券発行請求することはできないのだから、Xが株券発行請求を怠ったとはいえない)に加え、Yの株主は甲のみであった

という事実をふまえると、信義則に照らしても株式譲渡の効力を否定することが相当とされない状況に立ち至っていたと考えられる。したがって、YはXと甲との間の贈与の効力を否定することはできない。

しかし、甲からXへの譲渡(贈与)が会社との関係でも有効であるとしても、株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名または名称及び住所を株主名簿に記載し、または記録しなければ、株式会社に対抗することができず(会社法130条)、XがYに対して名義書換請求をしていない以上、XはYに対して自己が株主であることを対抗することができない。したがって、平成28年8月4日開催総会の招集通知がXに発せられなかったことは、決議取消し事由にあたらぬ。また、Yにおいては株主総会の招集通知は1週間前まで発せられなければならないが(会社法299条1項)、Yに対し株主であることを対抗できるのは甲のみであることからすれば、全員出席株主総会にあたり、決議の瑕疵を生じさせない。

### 2. 解任決議が有効だとした場合にも、支払を求めることができるか

会社法339条2項は、株主総会の決議により解任された取締役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる」と定めている。この規定は、株主総会による解任の自由を保障する一方で、役員任期に対する期待を保護し、両者の調和を図るものであると考えられていることから、正当な理由とは、業務執行の障害となるべき客観的状況があることをいう。本件においては、Xとの不和があるものの、業務執行の障害となるべき客観的状況があるとはいえないから、XはYに対し、解任によ

って生じた損害の賠償、すなわち、任期満了までの期間に対応する報酬に相当する額の支払を求めることができる。Xは、平成28年8月5日に、辞任届をYに提出しているが、これは解任後になされたものであるから、これによって損害賠償請求ができなくなることはないと考えられる。

## 第2 〔設問2〕

平成29年1月開催の定時株主総会については、株主である己に対する招集通知が発せられておらず、株主総会の招集手続に法令違反があり(会社法299条1項)、かつ、2人しかいない株主のうち発行済株式総数の10%にあたる株式(そして、総株主の議決権の10%)を有している1人に対して招集通知が発せられなかったというのであるから、その違反する事実が重大ではない(会社法831条2項)とはいえない。したがって、平成29年1月開催総会における取締役選任決議には取消し原因があり(会社法831条1項1号)、かつ、己は、平成29年2月28日に、決議取消しの訴えを提起したというのであるから、総会の日から3カ月以内(会社法831条1項)に訴えが提起されている。ただし、平成29年1月開催総会で選任された取締役がすべて任期満了により退任し、平成31年1月開催総会の決議によって取締役が新たに選任され、その結果、取消を求める選任決議に基づく取締役がもはや現存しなくなつたときは、特別の事情のないかぎり、決議取消の訴は実益を失い、訴の利益を欠く。

ところが、取締役選任決議取消しを求める訴えの係属中に、取締役選任決議が行われた場合であっても、先行の選任決議を取り消す旨の判決が確定したときは、先行の選任決議は初めから無効であったものとみな

されるのであるから、その決議で選任された取締役によって構成される取締役会がした招集決定に基づきその取締役会で選出された代表取締役が招集した総会において行われた新たに取締役を選任する決議には、いわゆる全員出席総会においてされたなどの特段の事情がない限り、適法な取締役会の決議に基づかず、かつ、適法に選定された代表取締役以外の者により招集された総会における決議であるとして、不存在原因があるといわざるを得ない。平成31年1月開催総会は全員出席株主総会ではなく、特段の事情が認められず、その取締役選任決議の不存在確認の訴えは認容される。

そして、取消しを求める訴えと併合された訴えにおいて、平成31年1月開催総会における選任決議についての瑕疵が主張されている場合には、平成29年1月開催総会における取締役選任決議が取り消されるべきものであるか否かが平成31年1月開催総会における選任決議の効力の先決問題となり、その判断をすることが不可欠であって、平成29年1月開催総会における決議の取消しを求める実益があり、特別の事情が認められるから、平成29年1月開催総会における選任決議の取消しの請求も認容される。

以上

2021年3月21日

担当：筑波大学大学院ビジネス科学研究科

教授 弥永真生

# 予備試験答案練習会(商法)採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
(設問1)	(25)		
(1) 甲からXへの株式の贈与の効力	<12>		
128条2項の問題であることを理由を付して指摘していること		3	
昭和47年最判の規範		3	
あてはめ		3	
Yが甲の1人会社であることが影響を与えるかどうか		3	
(2) Xの解任決議の有効性	<8>		
(1) で贈与が有効であるとした場合には、対抗要件の具備		2	
(1) で贈与が有効であるとした場合には、決議取消事由の有無		4	
(1) で贈与が有効であるとした場合には、裁量棄却の可能性		2	
(1) で贈与が無効であるとした場合には、招集手続の法令違反		3	
(1) で贈与が無効であるとした場合には、全員出席株主総会による瑕疵の治癒の可能性または裁量棄却の可能性		5	
(3) 解任決議が有効である場合の支払請求の可否	<5>		
会社法339条2項		1	
正当な理由		2	
あてはめ		2	
(設問2)	(15)		
(1) 平成29年1月総会の取消の訴えの利益	<6>		
昭和45年最判の規範		2	
特別の事情		2	
あてはめ		2	
(2) 平成29年1月株主総会の決議の瑕疵	<4>		
招集手続の法令違反があること		2	
招集手続の法令違反は決議取消原因であること		1	
裁量棄却が認められるかどうかを検討していること		1	
(3) 平成31年1月株主総会の決議の瑕疵	<5>		
瑕疵の連鎖		2	
代表取締役以外の者が招集し、かつ、取締役会の決議に基づかないことが決議不存在原因であること		2	
平成31年1月総会へのあてはめ		1	
裁量点	(10)	10	
合計	(50)		

# 商法 解説レジュメ

## 第1. [設問1]

### 1. 出題趣旨

取締役の解任は現実の社会においてもしばしば問題となるが、会社法の試験問題としても、出題しやすいものである。また、上場会社については問題とならないが、株券発行会社であるにもかかわらず、現実には株券が発行されていない会社は多数存在する。そこで、本問は東京地判令和2・9・16金判1606号48頁を題材とした。

### 2. 株券発行会社における株式の譲渡

「株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない」(会社法128条1項)とされており、株券発行会社の場合、株式の譲渡において意思表示は譲渡契約の成立要件ではあるものの、株券の交付がなければ株式譲渡の効力が生じない。もっとも、株券の交付には、現実の引渡し(民法182条1項)のみならず、簡易の引渡し(民法182条2項)、占有改定(民法183条)または指図による占有移転(民法184条)も含まれる。

なお、会社法128条2項は、「株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない」と定めており、128条1項と併せ読むと、128条1項は、株券発行後における、株券発行会社の株式の譲渡について定めていると解するのが整合的である。

ところで、最判昭和47・11・8民集26巻9号1489頁は、平成17年改正前「商法204条2項の法意を考えると、それは、株式会社が株券を遅滞なく発行することを前提とし、その発行が円滑かつ正確に行なわれるようにするために、会社に対する関係において株券発行前における株式譲渡の効力を否定する趣旨と解すべきであつて、右の前提を欠く場合についてまで、一律に株券発行前の株式譲渡の効力を否定することは、かえつて、右立法の趣旨にもとるものといわなければならない。もっとも、安易に右規定の適用を否定することは、株主の地位に関する法律関係を不明確かつ不安定ならしめるおそれがあるから、これを慎しむべきであるが、少なくとも、会社が右規定の趣旨に反して株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らしても株式譲渡の効力を否定するを相当としない状況に立ちいたった場合においては、株主は、意思表示のみによつて有効に株式を譲渡でき、会社は、もはや、株券発行前であることを理由としてその効力を否定することができず、譲受人を株主として遇しなければならないものと解するのが相当である」と判示している(また、最判昭和49・9・26民集28巻6号1306頁、大阪高判昭和55・11・5金判626号40頁など)。

本件のような場合につき、昭和47年最判が妥当するかどうかについては、裁判例が分かれているので、いずれの立場によっても、有利不利はないが、丁寧に検討した形跡を答案に残すことをお勧めしたい。

なお、妥当するとする裁判例としては、東京地判平成28・2・10(平成26年(ワ)第34751号・平成27年(ワ)第18962号)は、「XとY2の贈与契約は有効であると認められるが、Y1会社は株券を発行しておらず……、Y2は株券の交付を受けていない。この点、株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力は生じないのであり、株券発行前の譲渡は株券発行会社に対してその効力を生じないものとされているが(会社法128条)、同条は、株券が遅滞なく発行されることを前提として株券の発行前の株式譲渡を会社に対する関係で無効としたものであり、その前提を欠く場合にまで一律に譲渡を無効とすることは適当でなく、少なくとも、会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らして株式譲渡の効力を否定することを相当としない状況となった場合には、株主は、意思表示のみによつて有効に株式を譲渡でき、会社との関係でも譲渡の効力が生じるというべきである。本件では、Y1は株券発行会社であるものの、昭和46年の設立当初から株券を

発行してこなかったものであり、その後の期間の経過を踏まえれば、本件株式のXからY2への株式の贈与は意思表示のみで効力を生じたと見るのが相当である。」と判示している(東京地判平成21・11・17(平成20年(ワ)第8240号)、東京地判平成25・3・26(平成24年(ワ)第15629号・平成24年(ワ)第26192号)、東京地判平成25・4・24(平成23年(ワ)第26333号)なども参照)。

かりに、甲からXへの譲渡(贈与)がY会社との関係でも有効であると解した場合には、会社に対する対抗要件をみたしているかを検討することになる。会社法130条によれば、株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名または名称及び住所を株主名簿に記載し、または記録しなければ、株式会社に対抗することができないからである。

さらに、本間の場合、贈与時には、甲の1人会社であったという特殊性をどのように考えるべきかを検討すれば、なおさら、高い評価を受けることになる。

これらを検討したうえで、Xを取締役から解任する決議に瑕疵がないかどうかを検討することになる。Xが自己が株主であることをYに対抗できると解した場合には、Xに対して、株主総会の招集通知が発せられていないことが招集手続の法令違反にあたるのではないかとすることがまず頭に思い浮かぶであろう。そして、招集手続または決議方法の法令・定款違反という取消原因があると指摘したときは、(きわめて簡単でよいので)必ず、裁量棄却の可否に言及すべきである。

他方、Xが自己が株主であることをYに対抗できないと解した場合には、公開会社ではないが、取締役会設置会社なので、株主総会の招集通知は1週間前まで発せられなければならないため(会社法299条1項)、これに違反していることになるかが主たる問題となる。ただ、ここでは、唯一の株主である甲が出席しているから、全員出席株主総会であるといえる(取締役会の決議の有効性についても言及できるとなおよいと思われるが、加点事由ぐらいの位置づけであろう)。

### 3. 正当な理由がない取締役の解任と損害賠償

会社法339条2項は、株主総会による解任の自由を保障する一方で、役員任期に対する期待を保護し、両者の調和を図るものであると考えられており、正当な理由とは、業務執行の障害となるべき客観的状況があることをいう(東京地判平成29・1・26金判1514号43頁)と解されてきた。少なくとも、職務執行上の法令・定款違反行為(東京地判平成8・8・1商事法務1453号37頁、東京地判平成26・12・18判時2253号64頁)、心身の故障(長期の病気療養)(最判昭和57・1・21判時1037号129頁)及び職務への著しい不適任ないし経営能力の著しい欠如(秋田地判平成21・9・8金判1356号59頁、横浜地判平成24・7・20判時2165号141頁、東京地判平成29・9・29(平成27年(ワ)第2418号)、東京高判平成30・10・4(平成30年(ネ)第2428号)[最決令和1・6・20(平成31年(オ)第125号・平成31年(受)第154号)により上告棄却・上告不受理]、東京地判平成30・11・29(平成28年(ワ)第29478号・平成29年(ワ)第8860号)など。監査役について、東京高判昭和58・4・28判時1081号130頁)が正当な理由として認められている。また、経営判断の失敗は職務への著しい不適任ないし経営能力の著しい欠如を示唆するものであり、広島地判平成6・11・29判タ884号230頁は他の事情と併せて、正当な理由があるとの判断を示した。さらに、大阪地判平成10・1・28労判732号27頁は取締役として業務を執行するにつき障害となるべき客観的状況があったとして正当な理由があったと認めた。他方、支配株主または会社代表者との不仲のみをもって正当な理由にあたると解する学説は見当たらないようであるし、裁判例にも見当たらない。なお、正当な理由がないとの判断を示した裁判例としては、東京地判平成23・1・26判タ1361号218頁、東京地判平成27・6・22(平成25年(ワ)第19439号)、東京地判平成27・6・29判時2274号113頁、東京地判平成29・1・26金判1514号43頁などがある。

## 第2.〔設問2〕

### 1. 出題趣旨

会社法の問題として、最も典型的な問題の1つは株主総会の決議の瑕疵を争う訴えである。最も基本的には、決議取消しの訴えと決議無効確認の訴えを混同しないように気を付けなければならないのであるが(本問では論点にならないようにしているが、留意されたい)、ある瑕疵が決議取消し事由と決議不存在事由とのどちらにあたるのかという点は(本問では論点にならないようにしているが、出訴期間の制約との関係で重要である)重要である。

これらを前提として、本設問では、取消事由にあたるもの及び不存在事由にあたるものを的確に理解しているかという基本的な部分を問うとともに、会社法の大学教員であれば、必ず出題したくなる、いわゆる瑕疵の連鎖についての理解を試している。そして、令和2年中の最高裁判所の裁判例のうち、会社法との関係で、おそらく、最も重要である最判令和2・9・3(平成31年(受)第558号)で判示された論点について問うこととした。

### 2. 総会決議取消しの訴え

決議の内容が法令に違反する場合には無効確認の訴えの対象となるが、①株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令もしくは定款に違反し、または著しく不公正なとき、②株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき、及び、③株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたときは、決議取消しの訴えの対象となる。

本問との関係では、己に招集通知が発せられていないのであるから、株主総会の招集の手続に法令違反があることになる。

なお、決議取消しの訴えについては、提訴期間の制約があること、取消判決に遡及効があること(したがって、3. 瑕疵の連鎖という問題が生ずる)、及び、裁量棄却が認められていることに留意することが必要である。

### 3. 瑕疵の連鎖

(1)最判平成2・4・17民集44巻3号526頁

「取締役を選任する旨の株主総会の決議が存在するものとはいえない場合においては、当該取締役によって構成される取締役会は正当な取締役会とはいえず、かつ、その取締役会で選任された代表取締役も正当に選任されたものではなく(ちなみに、本件においては、簡東緒を代表取締役に選任する旨の昭和49年7月1日付けの上告人の取締役会の決議自体存在しないことは、原審が確定しているところである。)、株主総会の招集権限を有しないから、このような取締役会の招集決定に基づき、このような代表取締役が招集した株主総会において新たに取締役を選任する旨の決議がされたとしても、その決議は、いわゆる全員出席総会においてされたなど特段の事情がない限り(最高裁昭和58年(オ)第1567号同60年12月20日第二小法廷判決・民集39巻8号1869頁参照)、法律上存在しないものといわざるを得ない。したがって、この瑕疵が継続する限り、以後の株主総会において新たに取締役を選任することはできないものと解される。」

### 4. 総会決議不存在確認の訴え

不存在とは、外形的に株主総会の決議と認められるものがない場合のみならず、手続的瑕疵が著しいため法律上不存在と評価される場合を含む。法律上不存在と評価される場合の(裁判所の許可を得て株主が招集する場合は別として)代表権を有する取締役ではない者が招集した会議における決議は、全員出席株主総会であるとされるような場合を除き、総会決議としては不存在である(最判昭和45・8・20判時607号79頁)というのが典型例である(招集通知が著しく欠けている場合も不存在とされる。最判昭和33・10・3民集12巻14号3053頁)。

なお、決議不存在確認の訴えについては、提訴期間に制約がないことが重要である。

## 5. 訴えの利益—最判令和2・9・3

### (1) 最判昭和45・4・2 民集24巻4号223頁

「形成の訴は、法律の規定する要件を充たすかぎり、訴の利益の存するのが通常であるけれども、その後の事情の変化により、その利益を欠くに至る場合がある（当裁判所昭和33年（オ）第1097号同37年1月19日第二小法廷判決、民集16巻1号76頁参照）。しかして、株主総会決議取消の訴は形成の訴であるが、役員選任の総会決議取消の訴が係属中、その決議に基づいて選任された取締役ら役員がすべて任期満了により退任し、その後の株主総会の決議によつて取締役ら役員が新たに選任され、その結果、取消を求める選任決議に基づく取締役ら役員がもはや現存しなくなつたときは、右の場合に該当するものとして、特別の事情のないかぎり、決議取消の訴は実益なきに帰し、訴の利益を欠くに至るものと解するを相当とする。」

### (2) 最判令和2・9・3

「事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えの係属中に、後行の選挙が行われ、新たに理事又は監事が選出された場合であっても、理事を選出する先行の選挙を取り消す旨の判決が確定したときは、先行の選挙は初めから無効であったものとみなされるのであるから、その選挙で選出された理事によつて構成される理事会がした招集決定に基づき同理事会で選出された代表理事が招集した総会において行われた新たに理事又は監事を選出する後行の選挙は、いわゆる全員出席総会においてされたなどの特段の事情がない限り、瑕疵があるものといわざるを得ない（最高裁昭和60年（オ）第1529号平成2年4月17日第三小法廷判決・民集44巻3号526頁、最高裁平成10年（オ）第1183号同11年3月25日第一小法廷判決・民集53巻3号580頁参照）。そして、上記の取消しを求める訴えのような形成の訴えは、訴え提起後の事情の変化により取消しを求める実益がなくなって訴えの利益が消滅する場合があるものの、上記の取消しを求める訴えと併合された訴えにおいて、後行の選挙について上記の瑕疵が主張されている場合には、理事を選出する先行の選挙が取り消されるべきものであるか否かが後行の選挙の効力の先決問題となり、その判断をすることが不可欠であつて、先行の選挙の取消しを求める実益があるというべきである。

そうすると、事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えに、同選挙が取り消されるべきものであることを理由として後任理事又は監事を選出する後行の選挙の効力を争う訴えが併合されている場合には、上記特段の事情がない限り、先行の選挙の取消しを求める訴えの利益は消滅しないものと解するのが相当である。」

以 上

2021年3月21日

担当：筑波大学大学院ビジネス科学研究科

教授 弥永真生